

京都府警察広報センター運営要綱の制定について（例規）

最終改正 令和 7. 2. 14 例規広第 2 号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

警察に対する府民の一層の理解と協力を得るため、京都府警察広報センターを設置したことに伴い、みだしの要綱を下記のように定め、平成 8 年 2 月 1 日から実施することとしたから、誤りがないようにされたい。

記

京都府警察広報センター運営要綱

1 趣旨

この要綱は、京都府警察広報センター（警察本部 110 番指令センターに設置された広報センター及び見学者ホールをいう。以下「広報センター」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 広報センターにおける活動

広報センターにおいては、次の活動を行うものとする。

- (1) 警察活動に関する広報及び資料の展示
- (2) 映像による警察活動の紹介と説明
- (3) その他広報活動上必要と認められる活動

3 広報センターの開館日及び開館時間

- (1) 広報センターの開館日は、京都府の休日を定める条例（平成元年京都府条例第 4 号）第 1 条第 1 項に規定する府の休日を除く毎日とする。
- (2) 開館時間は、午前 9 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (3) 広報応接課長は、機器の点検その他特別の理由があるときは、前記 3 の (1) 及び (2) にかかわらず、開館日及び開館時間を変更することができる。

4 見学者ホールの見学

- (1) 見学者ホールの見学は、予約制とする。
- (2) 見学者ホールの見学の申請は、広報に関する訓令（平成 17 年京都府警察本部訓令第 18 号）第 9 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により処理するものとする。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、広報センターの運営に関する細部事項は、広報応接課長が定める。